

重要事項説明書（守山市介護予防・日常生活支援総合事業）

2025 年 4 月 1 日版

（ 2025 年 __月 __日現在）

1. 事業者概要

事業者名称	生活協同組合コープしが
主たる事務所の所在地	滋賀県野洲市富波甲 972 番地
法人種別	生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長 白石 一夫
電話番号（代表）	077-586-1112

2. 事業所概要

事業所名称	コープしが ヘルパーステーション ぽこ守山
所在地	滋賀県守山市守山 4 丁目 7-20 辻田ビル 1 階
介護保険指定事業所番号	2 5 7 0 7 0 1 1 7 3
電話番号（代表）	077-598-0510
FAX	077-583-9560
管理者	遠藤 慶一
サービス提供地域	守山市

3. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療福祉サービス等と綿密な関係を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制等

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。	1 名
サービス提供責任者	個別サービス計画書の作成・変更を行い、利用の申し込みに係る調整を行う。	3 名 (常勤専従)
訪問介護員	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、個別サービス計画書に沿って利用者に対して適切な介護を行う。	7 名 (非常勤専従)

5. 営業日・営業時間（サービス提供日・サービス提供時間）

事業所営業日・時間	サービス提供時間
月～金曜日 営業 年末年始休日：12月30日～1月3日 9：00～17：30	月～金曜日 営業 年末年始休日：12月30日～1月3日 8：00～20：00 ※上記以外の曜日・時間でのサービス提供についてはご相談に応じます

6. サービスの概要

	サービスの内容
提供するサービスの内容	介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上をサポートします。
介護予防 日常生活支援 総合事業	介護予防訪問型サービス
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

（１）「介護予防・日常生活支援総合事業」は、利用者宅に訪問し、サービスを提供します。

（２）サービス提供に当たっては、個別サービス計画書に沿って提供します。

7. 利用料及びその他の費用

サービスの利用料は守山市の定める通りとします。

利用者の負担割合については『負担割合証』に記載されている割合となります。

利用者の方からいただく利用料は、次のとおりです。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用料

①介護予防訪問型サービス

利用内容		1回あたり 単位数	1回あたり 利用料金	自己負担額（1回あたり）		
	1月の中で			1割	2割	3割
週1回 事業対象者・ 要支援1	1～4回目	287単位	2,990円	299円	598円	897円
	5回目	28単位	291円	30円	59円	88円
週2回 事業対象者・ 要支援2	1～8回目	287単位	2,990円	299円	598円	897円
	9回目	43単位	448円	45円	90円	135円
	10回目	10単位	104円	11円	21円	32円

利用料金

利用料金は、単位数×地域加算で計算します。

＊地域加算…事務所を設置している市町により異なります。（守山市 10.42）

処遇改善加算

訪問介護処遇改善加算 Ⅲ 1ヶ月のご利用単位数×18.2%の単位を加算

＊介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした、国の支援制度による加算です。

初回加算（1ヶ月につき） 初回月 200単位

自己負担額		
1割	2割	3割
209円	417円	626円

新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回月に総合事業サービスを行った場合にサービス提供責任者が同行した場合。

＊その他の料金

サービスを実施するにあたり、必要な水道、ガス、電気、電話の費用及びその他必要な実費は利用者負担となります。

- * 通常事業実施地域外へのご利用の場合は通常の事業の実施区域を超えた地点より走行距離 1 Km 毎につき 20 円（消費税は外税）の交通費を別途いただくこととなります。

8. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用内容中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 **連絡先（電話） 0 7 7 - 5 9 8 - 0 5 1 0**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日（17：30）までにご連絡下さい。当日キャンセルは、キャンセル料として当該利用の料金を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は利用料の支払いと合わせてお支払いいただきます。

9. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月 1 回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

- * 利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月 27 日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください。

10. その他

業務継続計画 未実施減算	以下の基準に適合していない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。なお、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- * 交通事情や天候によってサービス提供時間が多少前後することがありますが、ご了承ください。
- * サービス期間中、当事業所のヘルパー等が同行研修する場合がありますが、ご了承ください。

1 1. 人権の擁護・身体拘束等の禁止

- * 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を設けます。

1 2. 非常災害対策

- * 従業者は、非常災害等の発生にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる対策を構築するよう努めます。

1 3. 暴力団排除による不当な行為の防止

- 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は暴力団員であってはならない
- 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

1 4. 個人情報の保護

- 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における「個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

1 5. 事故発生時の対応

- 事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。又、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

16. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

＜相談時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分＞

生活協同組合 コープしが ヘルパーステーション ぽこ守山 管理者 遠藤 慶一	電話 077-598-0510 FAX 077-583-9560
--	-------------------------------------

＊サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

○公的機関においても苦情申し出などができます。

守山市 介護保険課 077-582-1127

国民健康保険団体連合会 077-552-2651

当事業所は、本書面に基づいて、守山市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

(事業者) 住所 滋賀県守山市守山 4 丁目 7-20 辻田ビル 1 階
事業所名 コープしが ヘルパーステーション ぽこ守山
説明者

私は、本書面に基づいて、守山市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(本人) 住所
名前

(代理人) 住所
名前